



※『行政自治会だより』は古河市公式ホームページ（市民協働課）からも
ご覧いただけます。

回覧

行政自治会だより

令和7年1月31日発行

第40号

■発行所／古河市行政自治会

事務局 TEL 0280-92-3113

■発行人／会長 小川 久雄

新年のごあいさつ



古河市行政自治会

会長 小川 久雄

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては穏やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、昨年中は古河市

行政自治会の活動に対し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、正月早々能登半島を中心に大地震に見舞われ、大災害が発生いたしました。その後も各地で異常気象による線状降水帯が発生し、能登半島は二重の災害に今も復旧作業が続けられています。心よりお見舞い申し上げます。古河市行政自治会としても義援金を送りました。皆様ご協力有難うございました。

この様な中、自治会活動の活発な地域が復旧活動も

早く進められていると聞いております。災害はいつでも起こるかわかりません。日ごろから皆さんが安全に生活できる地域づくりを進めていくには、各自治会、行政区を中心とした地域コミュニティ活動が非常に大切ですので、会員同士のコミュニケーションを深めていくことをお願い申し上げます。今年度も地域づくり活動支援事業補助金が増額され、古河市としても地域の活性化を推奨しております。

行政自治会としましては6月にソフトボール大会、8月にバレーボール大会が開催され、多くの自治会等の参加があり、大変盛り上がりました。また、4月の自治会長・行政区長認証書交付式終了後には、初めてとなる講演会を開催し、各自治会長・行政区長さんも熱心に聞いていました。7月には地区長・副地区長研修、10月には自治会長・行政区長研修を実施し、地域活動について情報交換を行いました。

新しい年が皆様にとりまして、より良い年になります様ご祈念申し上げます年頭のあいさつといたします。

市民総ぐるみ清掃



令和6年11月17日（日）、曇り空の下、今年度2回目となる「市民総ぐるみ清掃活動」が古河市内各地で実施されました。

私が居住する八俣新町行政区では、5月に行われる1回目の清掃活動を現在も「家並（やなみ）」と称し、側溝や公園、公民館の清掃、さらには砂利道の補修といった大規模な活動を伝統的に実施しています。

今回の清掃活動では、空き缶拾いや落ち葉の収集などが行われ、各所で住民の皆様が談笑する姿が見受けられるなど、親睦を深める良い機会となりました。

（広報委員 村上 直久）



行政自治会視察研修（長野県小諸市）

令和6年10月25日（金）、26日（土）に長野県小諸市へ視察研修に伺ってきました。小諸市は昨年市制施行70周年を迎え、山に挟まれ千曲川沿いの地方都市です。人口は約4万人で古河市の約1/3位です。自治会・行政区を「区」と呼び、市内に68区あり10地区にまとめています。

小諸市役所総務課の^{すのはら}春原課長より、わかりやすい説明がありました。

【1】自治会「区に加入しなければならない」と盛り込んだ「小諸市自治基本条例」について（平成22年4月に施行）：罰則はなくその本質は「理念の条例」と話されてました。基本は住民たちでよく会話をしていく、そこに行政もバックアップする（4年を超えない期間に見直しルール）住民、区、行政が協力して運営していく。市役所職員の地区担当制度は興味深いものでした。結果、区への加入率は82.8%（令和6年4月1日現在）と高く維持を続けている（古河市は約66%）

【2】小諸市はコンパクトシティに取り組んでおり「市役所含め公共施設や病院、市立保育園が近くに集まっていて生活しやすい」そんな印象でした。

【3】小諸版「ウエルネスシティ」（※健康分野に限定しないあらゆる分野におけるウエルネス）は大変興味深いです。「市民が健康で生きがいを持ち、安心安全で豊かな人生を営めるまち。小諸市を訪れる市内外の人々が“自分に還る”、“何度でも帰りたい”、“住んでみたいまち” こういうことが住みやすさランキング2023年度25位（全国812地区中）に繋がっているのでしょう。

有意義な視察研修であり、山の見晴らしの良い高台にワイナリーもあり、また行ってみたい魅力的な「まち」でした。

（広報委員 鎌仲 英俊）



小諸市役所の^{すのはら}春原課長



説明に聞き入る参加者



ワイナリーからの風景

市長と語ろうまちづくり（中央公民館）



説明する針谷市長

令和6年10月1日（火）に古河市中央公民館で開催されました「市長と語ろうまちづくり」に参加してきました。テーマは「種を蒔き、芽吹き、『華』開く古河市」。直近のコロナ対策、地域経済の維持・活性化、待機児童ゼロの実現、雇用の創出の実績や今後めざす古河市の説明等がありました。こどもみんなな社会、SDGsへの取り組み、賑わい創出プロジェクトなどの芽吹きが進んでいくと思われます。魅力ある古河市を目指し作成したPR動画も賞を複数受賞しています。施策が「華」開き、若者や市外の人へ発信し、訪問者・観光客や移住者の増加につながることに期待したいです。他5か所でも開催されました。

（広報委員 鎌仲 英俊）

SPORTS FESTA KOGA 2024 (スポーツフェスタ古河2024)

令和6年11月4日(月)、スポーツフェスタ古河2024がスポーツフェスタ古河実行委員会主催にて古河市イーエス中央運動公園にて行われました。この大会は40種目のスポーツが体験できる大きなイベントになり、古河市民も大勢の人が参加してよい一日になりました。今後もこのようなイベントを継続し、古河市民の大勢が参加できるイベントをお願い致します。
(広報委員 秋山 和彦)



子どもたちも楽しんでいました



イーエスはなも体育館



きれいな気球もあがりました

みち 径するべまつりの開催 (第11地区)



会場の様子

令和6年10月20日(日)、下辺見小学校の体育館(ステージ、展示)及び校内駐車場(出店)において、古河市行政自治会第11地区&コミュニティ「径するべ」の合同活動として、径するべまつりが開催されました。目的は、第11地区三世代交流会で、体育館では、社交ダンス・歌謡・踊り・アコーディオン演奏等が行われました。校内駐車場では、ミニトレインの乗車、消防車の展示と各行政区による輪投げ、そば打ち体験、ストローを使った簡単竹トンボ作りが行われ、親と子供、年配者が楽しんでいましたが、小学生を含む若者の参加者、出演者が少ないのが今後の課題でした。
(広報委員 佐野 義光)

町内会対抗ビーチバレーボール大会 (久能せせらぎ行政区)

令和6年9月29日(日)、下大野小学校体育館にて4人制の久能せせらぎ行政区町内会対抗ビーチバレーボール大会を実施しました。今回は出場選手が少なく町内会別に分けるのが難しい為、全員をシャッフルして3チームを結成、それぞれ、総当たり2ゲームの合計6ゲームで熱い戦いを繰り広げました。



作戦タイム? (一休みでした)

ハードな動きが必要とされる様なので、明日の筋肉痛を懸念した筆者は参加を遠慮しましたが、次の機会にはチャレンジしようと密かに思っています。



真剣勝負 ノーミスで行こう!!

(広報委員 湯本 亨)

市内歴史散歩 (第32回) 「東山田郷有林紀年碑」

ひがしやまたごうゆうりん きねんひ

古河市立八俣小学校の南に位置する東山田公園内の北側には、農地改革記念碑や忠魂碑など、高さ3メートルを超す大きな石碑がいくつも林立し、さながら石碑公園の様相を呈しています。その中でも、高さ5メートルというひときわ大きな石碑が木立の中に建っています。それが今回ご紹介する「東山田郷有林紀年碑」です。

現在の東山田地内には、江戸時代に幕府が直接管理する「御林」と呼ばれる山林が所在していました。この山林は、もともと村の所有林であり、寛文年間(1661~73)に用材仕立ての目的で村持ちのまま一時的に御林とされたものでしたが、租税も上納しており、所有権は村にありました。

しかし明治維新後、地租改正の官民有区分事業の過程で、御林だったということから、この山林99町4反7畝23歩が国有林に組み込まれてしまいました。官有地となってしまった山林では、そこでの下草の利用などについても、役場を通じて国に利用料を納める必要があり、村有地であれば不必要な負担を村民は強いられることになりました。こうした問題は八俣村だけではなく、官有地とされた土地をめぐる、全国各地でその地の住民と国家との間で紛議が引き起こされるようになっていきます。

これに対して政府も、官有地編入の行き過ぎについて手直し作業を始め、明治23年(1890)4月、農商務省は強制的に官有地とされた土地の下げ戻し申請を認めました。しかし申請をしても、農商務省の判断にその採否が委ねられていたため却下されることも多く、下げ戻しの実現はなかなか進みませんでした。そのため、明治32年(1899)に「国有土地森林原野下戻法」が制定され、申請を却下された場合には行政裁判所に出訴することができるようになり、本格的に下げ戻し運動が展開されることになりました。

八俣村でもこの法律に基づいて、明治33年(1900)に農商務省に下げ戻し申請をしましたが、明

治37年(1904)4月に却下されてしまいました。そこで同年7月、村の有力者を中心として、農商務省を相手取って国有林民有下戻行政訴訟を起こします。そして、ついに明治42年(1909)5月13日に勝訴の判決が出されたのです。

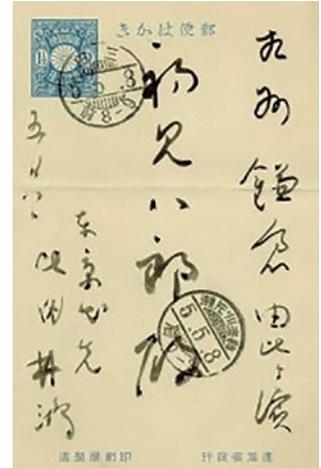
この八俣村の下げ戻し運動は、大半の申請が不許可となり費用支払いの困難から訴訟を断念することが多い中で勝利した数少ない事例となりました。国家に強引に囲い込まれた山林を村有に引き戻したというだけでなく、下げ戻し申請や行政裁判の主体が村であったことに示されているように、地方自治の歴史上特筆すべきものでした。

この下げ戻し訴訟に勝訴したことを記念して、大正5年(1916)に建立されたのが「東山田郷有林紀年碑」でした。江戸幕府15代将軍・徳川慶喜の七男で当時の貴族院議員であった徳川慶久(1884~1922)が篆額を書き、東山田出身の衆議院議員・初見八郎(1861~1930)が撰文し、書家として「現代書道の父」とも呼ばれる著名な比田井天来(鴻)が碑文の文字を書いたもので、現在は市指定史跡となっています。

(広報委員 関根 徹)



東山田郷有林紀年碑



初見八郎宛
比田井天来八ガキ

編集後記

今年巳年で、十二支の六番目の干支です。蛇は古代から再生や永遠の象徴とされ、皮を脱ぎ捨て新たな姿に生まれ変わるその象徴となっています。こうした意味から、巳年は新しい挑戦や変化に対して前向きな姿勢を示す素晴らしい年とも解釈されています。

市民の皆さんには、今年が明るく、楽しく、健康でお過ごしできますよう心より祈念申し上げます。(広報委員長 長濱 忍)

行政自治会広報委員会

委員長 長濱 忍
委員 秋山 和彦 関 一郎
小野 等 佐野 義光
鎌仲 英俊 湯本 亨
関根 徹 梅津 信男
村上 直久

「こがでくらすと」ブランドムービーはこちらから

